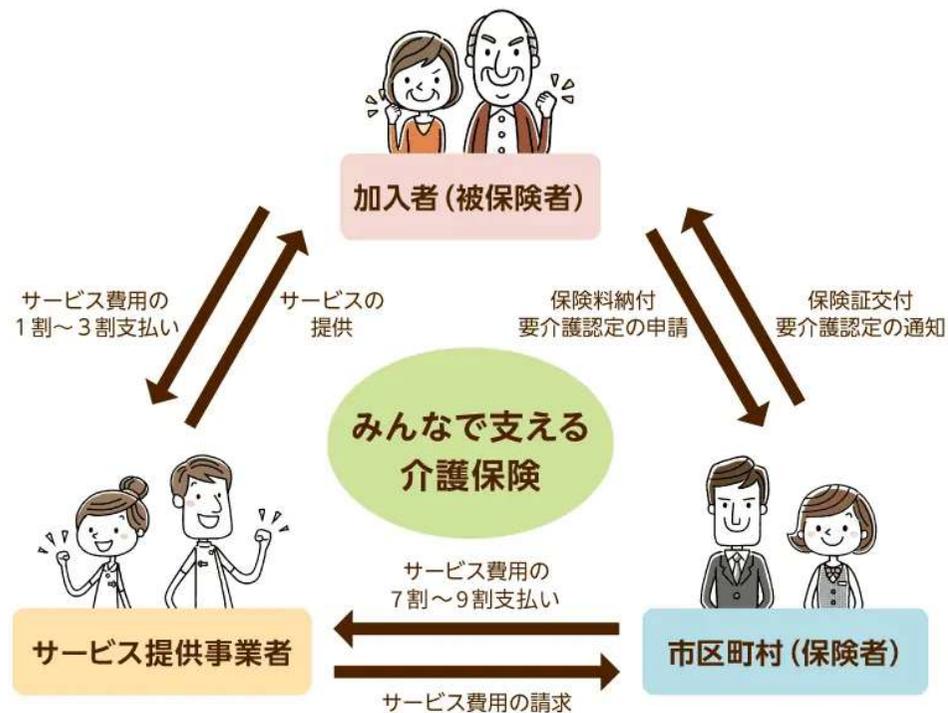


介護関連①

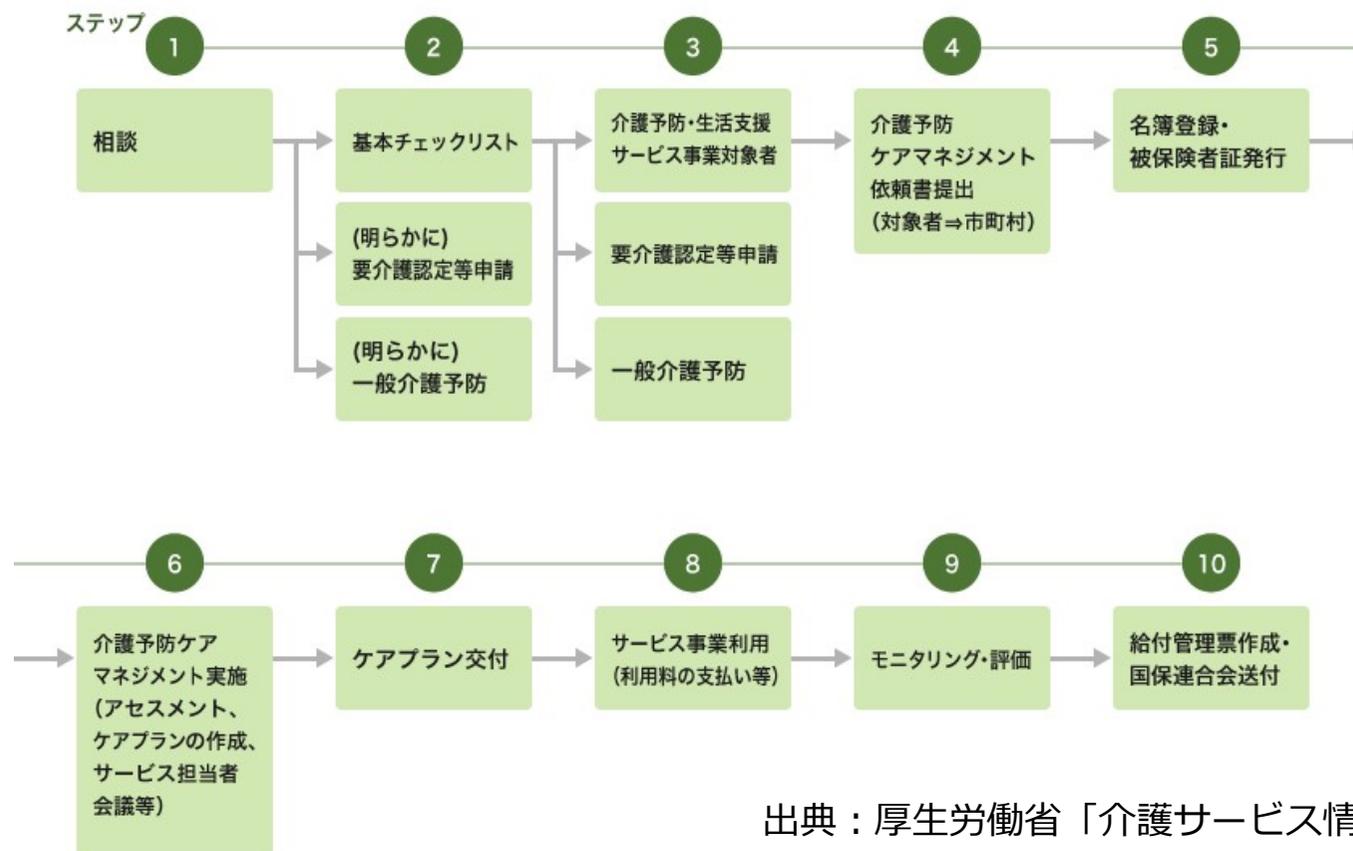
- **介護保険制度**を簡単にいえば、高齢者が利用する介護サービスを公的保険でまかなう制度。
この制度の内容や運用について法律で定めたものが**介護保険法**である。
- **介護保険制度**は、平成12年4月からスタートした。住まいの市区町村（保険者）が制度を運営している。私たちは40歳になると、被保険者として介護保険に加入する。
65歳以上の方は、市区町村（保険者）が実施する要介護認定において介護が必要と認定された場合、いつでもサービスを受けることができる。



出典：「みんなの介護」より
厚生労働省介護サービス情報公開
システム

介護関連②

- 住民の相談により窓口担当が具体的に総合事業の利用か要介護認定を受けるかなどについて幅広い視点で相談を受ける。この場合の窓口の多くは地域包括支援センターのことを意味する。勿論市町村の窓口でも受付は出来るが具体的な内容相談は地域包括支援センター等の専門職が家族を含む相談者の具体的な相談を受ける。



出典：厚生労働省「介護サービス情報公開システム」

介護関連③

● 介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）については、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを旨とするもの。図1によりサービスの詳細を示す。

● 厚生労働省介護サービス情報公表制度は、介護サービスを利用しようとしている方が事業所選択を支援することを目的として、日本全国の約21万か所の「介護サービス事業所」の情報を、都道府県がインターネット等により公表するしくみ。

出典：介護事業・生活関連情報検索「介護サービス情報公表システム」

